

賃貸借契約書（案）

柳川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
とは、公用自動車（以下「物件」という。）の賃貸借に関する契約を締結する。

（目的）

第1条 この契約は、乙が自己所有する物件を甲の使用に供し、甲がこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借期間）

第2条 賃貸借期間は、平成30年 月 日から平成35年 月 日までとする。
（地方自治法（昭和22年法律67号）第234号の3の規定及び柳川市長
期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年柳川市条例第
25条）に基づく長期継続契約）

（契約保証金）

第3条 乙は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に支払うものとする。

2 甲は、乙がこの契約による業務をの履行を完了したときは、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 甲は、乙が柳川市契約事務規則（平成17年柳川市規則第49号）各号に該当する場合は、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を免除する。

（契約対象物件）

第4条 契約対象物件及び配置場所は次のとおりとする。

（1） 物件及び数量

軽自動車3台（詳細は別添仕様書のとおり）

（2） 配置場所

福岡県柳川市三橋町正行431番地 柳川市役所三橋庁舎

（賃貸借料金）

第5条 この契約における賃貸借料金は、月額金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円とする。（別紙参照のこと）

ただし、月途中から賃貸借契約が開始した場合は、契約開始月及び契約満了月の賃貸借料金は日割り計算とする。

（契約期間全体の執行予定額は、金 円）

（賃貸借料金の請求）

第6条 乙は、甲に対し物件の使用終了月分の賃貸借料金、法令所定の消費税及

び地方消費税を翌月に請求する。

(賃貸借料金の支払)

第7条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、乙へ支払うものとする。

(物件の配置場所の移転)

第8条 甲は、物件を別表の配置場所から移転する必要があるときはあらかじめ文書によって乙に通知するものとする。

(物件の所有権)

第9条 物件の所有権は、乙に属し、甲は、それを善良なる管理者の注意義務をもって使用し、管理しなければならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第10条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させることができない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(物件の引き取り)

第11条 乙は、期間満了により契約が終了した場合及び解約した場合は、物件を速やかに引き取るものとする。ただし、期間満了による契約が終了した場合において、甲が物件の全部又は一部について引き続き契約を希望するときは、この限りではない。

2 乙が前項の引き取りをするときには、甲はその作業が円滑に遂行されるよう協力する。

(秘密の保持)

第12条 乙及びこの契約の従事者(従事していた者を含む。)は、この契約を履行する上で知りえた事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(損害賠償)

第13条 乙は、その責めに帰する理由により、この契約の履行に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号のほか、この契約に違反したとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合、乙がこれにより被る損害については、甲は、その責めを負わない。

(乙の解除権)

第15条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額等による契約の変更等)

第16条 甲は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除する場合は、必要に応じて乙に契約解除金を支払うものとする。

3 契約解除金の額については、甲乙で協議する。

(協議)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 柳 川 市
代表者 福岡県柳川市本町87番地1
柳川市長 金子 健 次

乙